

広橋綱光『禁裏晴蹴鞠記』・一条持通『於禁裏晴御鞠記』

一はじめに

今回紹介する二つの史料は、共に享徳二年（四七三）三月二十七日に禁裏（一条東洞院殿）で行われた蹴鞠会に関するものである。この蹴鞠会は後花園朝期における初度の晴の蹴鞠会であり、天皇を始めとして、伏見宮貞常親王・前関白一条房嗣・室町殿足利義成（同年六月十三日に義政と改名）等が鞠足（競技者）として参加し、関白一条兼良が見証（競技の判定者）として参加するなど盛儀であった。当蹴鞠会については、他にも中原師郷の『師郷記』・一条兼良の『享徳二年晴之御鞠記』といった史料がある。しかし、中原師郷は蹴鞠会に参加しておらず、伝聞情報を記したものであり、『享徳二年晴之御鞠記』は女房に仮託した仮名日記の形で記されていて、事実をそのまま記録するという性質のものではない。⁽⁴⁾

それに対し、『禁裏晴蹴鞠記』・『於禁裏晴御鞠記』は、記主である広橋綱光（四七一～四七三）および二条持通（四六一～四九三）が両者共に蹴鞠会に参加しており、当事者による極めて詳細な記録である。室町期の蹴鞠を研究するには、この上ない素材であろう。また特に『於禁裏晴御鞠記』の中に見られる室町殿関係の記事は、当該期の室町殿と禁裏との関係を論じる際にも有益であると考える。

以下、両史料につき、解説を加える。

二広橋綱光『禁裏晴蹴鞠記』について

『禁裏晴蹴鞠記』は、宮内庁書陵部蔵柳原家旧蔵の広橋綱光自筆の一巻である（柳一一二六七）。

記主の広橋綱光は、この年の春の除目で左中弁に転じると同時に藏人頭となつており、蹴鞠会前日の二十六日の夜に拝賀⁽⁵⁾を済ませたところであつた。蹴鞠会当日はまず参内した後、伝奏の中山親通と共に室町殿（烏丸殿）に参った。滋野井教国・高倉永継らと共に足利義成参内時の扈從を勤め、同じく扈從を勤めた御剣役の永継が鞠足ゆえに役を離れるときその代わりを勤めた。競技自体には参加せず屏中門で見物している。蹴鞠会終了後、義成は常御所に御参して暁天頃まで祗候したのち退出したが、綱光は室町殿に戻る義成の扈從を勤め、即座に参内して無為珍重の趣を申し入れて退出した。

このように、広橋綱光は室町殿の側近公家衆としての役を果たしていることが、足利義成の動向に詳しい。特に蹴鞠会前後の事柄に関して他の記録にはない情報が残されている。義成参内時の経路や、蹴鞠会後に義成が常御所に御参して數十献に及んだ間の楽、後花園天皇の御製、足利義成・飛鳥井雅親らも詠進した和歌などの記述はその例である。

次に書誌情報について述べる。料紙は反故紙の紙背を使つており、一紙の大きさは、縦は約三一・〇cmで、最短が三一・四cm、最長が三一・七cmだが、横は最短五・三cm、最長四四・七cmで、紙によつてかなりの差がある。⁽⁷⁾ 綱光自筆の本文箇所は十三紙で、第十二紙以外に紙背文書を有する。第二紙と第三紙、第四紙と第五紙、第七紙と第八紙の継目箇所が不自然であり、そのいずれにも前紙の左端に何かの字の右隅が残つているような墨痕が存在する。しかし、文章はどこも不都合無くながつており、後述する二つの写本もそれらの墨痕を無視している。

この史料は、紙継箇所の上にも字が書かれていることから、先に紙を継ぎ後から文字を書いたものと知れる。おそらく、そうして書いた文章を訂正するために訂正箇所を切り取つて紙を継ぎ直し、改めて書き直したものであろう。

奥書が存在し、明和九年（安永元、一七七二）二月十四日に柳原紀光が「修覆」を加えた旨が記されている。「歴代残闕日記」八十二に同内容の「享徳二年 綱光公記」が収録されているが、その本奥書には「右以自筆記為類本令書写了、安永二年十二月五日、⁽⁸⁾ 権中納言御判」とあって、柳原紀光が写本を作つていたことが知られる。⁽⁹⁾

同じく綱光自筆本を写したもののが京都大学総合博物館所蔵の勧修寺家文書の中に存在し、その奥には、

右引接院内府記者日野新中納言⁽¹⁰⁾ 紀光⁽¹¹⁾ 伝來之古本也、尤真筆無疑、予達而所望之間被借与、仍暫時染惡筆畢、若彼家本於⁽¹²⁾ 分失者可借上旨命給者也、至子孫堅固不可出闈外矣、

于時安永二年十二月八日右中丞⁽¹³⁾ ⁽¹⁴⁾ 花押

と記され、勸修寺経逸が柳原紀光のもとに伝來した広橋綱光自筆本を書寫したことが分かる。

柳原紀光は、宝暦十年（一七六〇）父光綱の急逝により十五歳にして家督を継ぐが、

その後、職務上の備忘のために所々の史料を借り受けて書写したとされる。⁽¹¹⁾ 広橋家の記録も伊光から借り受けているが、勸修寺経逸の言によれば、この「禁裏晴蹴鞠記」は広橋家から借用したものではなく、何らかの形で取得したものようである。歴代残闕日記本の本奥書によれば紀光が写本を作つたのが安永二年十二月五日であるから、その後に経逸に貸与したことになる。⁽¹²⁾

なお、「天皇族実錄」⁽¹³⁾ 後花園天皇実錄卷五の享徳二年三月二十七日条は「蹴鞠御会ヲ行ハレ、立御アラセラル、是日、御製アリ」と綱文に記し、「師鄉記」・「享徳二年晴之御鞠記」と共に「綱光公記」の記事を載せている。この「綱光公記」の底本は上記の歴代残闕日記本である。当蹴鞠会では、綱光自筆本が「主上二度令立給」と記しているように後花園天皇が鞠足として二度鞠場に立つていてが、これにつき歴代残闕日記本は「主上度令立給」として「二」を落としており、意味が通じなくなっている。同本には他にも細かな誤りが所々あり、それを底本とした実録本には翻刻ミスも存在することから、今回綱光自筆本を翻刻した次第である。

三 二条持通『於禁裏晴御鞠記』について

『於禁裏晴御鞠記』は、東京大学史料編纂所蔵「和哥御会記并鞠」（一冊、貴二九一一二）に収録された記録の一つである。

記主の二条持通は当時右大臣で、当蹴鞠会の次第を作進した人物である。蹴鞠会当日には、会場の敷設に関して奉行から質問を受けたり、事前に鞠場を検分して誤りを指摘するなど、次第作進者としての役目を果たしている。競技には見証の一人として参加し、蹴鞠会が終わるとすぐに退出した。

この時持通が作進したと見られる次第書の写が滋賀県大津市松本の平野神社に

伝來した難波家旧蔵蹴鞠関係資料の中に残されており⁽¹⁴⁾、この史料も参考資料として末尾に載せた。また、京都大学総合博物館所蔵勧修寺家文書の『室町殿御鞠次第』は、奥書によれば宝徳二年(元至)三月十六日に甘露寺親長が飛鳥井家本を書きしたものであるが、「右府作進云々」とあることから、この次第も二条持通が作進したものと分かる。『師郷記』によれば宝徳二年三月二十日に室町殿にて蹴鞠会があり、その記述と『室町殿御鞠次第』の内容が合致する点からも、この蹴鞠会のために持通が作進したものと見られる。当時、公武の重要な蹴鞠会においては持通が次第を作進する立場にあつたのである。

このように、二条持通は当時の蹴鞠に重要な役割を担っていたと覚しく、「於禁裏晴御鞠記」には、その立場に相応しい詳細な記述を残している。また、伝奏の中山親通、奉行の勧修寺経茂、東坊城益長等から種々質問を受けており、その遣り取りからも様々な事情を知ることが出来る。

当蹴鞠会は足利義成の申沙汰であり、応永二年(元至)の例によつたものであつた。応永二年の例とは、三月二十九日に足利義満(太政大臣)の申沙汰により、後小松天皇・義満等が鞠足として参加した禁裏での蹴鞠御会始を指すと見られる。応永二年の例に関しては『禁裏晴蹴鞠記』においても言及されているが、義成の申沙汰であったことは持通のみが記している。⁽¹⁵⁾

『師郷記』享徳二年三月二十二日条によれば、足利義成はその日に一品宣下を受けたが、『於禁裏晴御鞠記』には、それが「叙慮」としての「御推任」によるものであり、蹴鞠会で義成が座上に座るための配慮であつたという事情が記されている。⁽¹⁶⁾また、当蹴鞠会の際、足利義成の直廬は長橋局に設けられたが、それは義成が参内後、すぐに天皇の御前に御参するためであつたという。更に、後花園天皇が切板敷の座に出御の際、また鞠足として懸の木のもとに立つ際、及び競技が終わって座に復する際に諸卿が「動座」したこと等も、この史料により知り得

る事柄である。

次に書誌情報について述べる。『於禁裏晴御鞠記』を収める『和歌御会記并鞠』は、縦一四・一cm×横二〇・八cmの冊子本で、和歌御会記と御鞠記の都合八史料が書かれており、全て九条兼孝(元至)が書写したものである。書写された記録を順番通りに列挙すると以下の如くである。

①『二条大閤_{于時前闇白持通公}記』(二条持通、寛正六年(元至)十一月二十七日禁裏両席御会始)

②『後瑞雲院贈内府記_{兼宣公}』(広橋兼宣、応永十九年(元至)三月二十日禁裏和歌御会始)

③『綾小路中納言入道記』(綾小路有俊、享徳二年(元至)十月二十五日法皇御所和歌御会始)

④『中山霜台入道記』(中山定親、応永二十六年(元至)三月十六日禁裏和歌御会・応永二十六年三月二十八日院御所和歌御会)

⑤『故殿御記_{院白成思寺殿御記也}』(一条経嗣、応永十九年十二月九日院御所三席御会)

⑥『同御記_{院白}』(一条経嗣、応永二十年(元至)十月三日院御所兩席御会)

⑦『和歌御会次第』

⑧『於禁裏晴御鞠記_{享徳三廿七}』

このうち『和歌御会次第』の後に、

右和哥御会記者甘露寺親長卿以真跡令書写之、子_{兼孝}為後覺斗也、于時文禄第二癸巳仲呂上旬之比如此、可秘々々、(花押)_{九条兼孝}

との識語があり、『和歌御会次第』までの和歌御会に関する記録は、文禄二年(元至)四月上旬に書写されている。⁽¹⁹⁾

今回紹介する『於禁裏晴御鞠記』には、文禄二年五月下旬、二条持通の「真

跡」を二条昭実が披見するついでに九条兼孝が書写した旨の奥書があり（後掲翻刻参照）、「和歌御会次第」までの記録とは別に写されたものである。

この冊子には、兼孝の孫である九条道房（六九一—六七）の筆と覚しき外題と目録が加えられており、一連の和歌御会関係の記録と「於禁裏晴御鞠記」とを纏めて現在の体裁に調えたのはおそらく道房であろう。

註

〔1〕「於禁裏晴御鞠記」に「於禁裏初度晴御鞠也」とある。

〔2〕「師鄉記」享徳二年三月二十七日条。

〔3〕一名「雲井の春」（群書類從）卷三百五十三）。

〔4〕この日、奉行職事勧修寺経茂と六位蔵人との間で御沓取次の諍いが起こって蹴鞠の開始が遅れ、競技を始めて程なく日暮れを迎える結果となつた。この一件は蹴鞠会の進行を妨げた事件であったため他の何れの史料とも事情を記しているが、一条兼良は会がすぐ終わってしまったことを「あかずくちおしと思へる人々のけしきども也」としながら、その理由をただ「御鞠常よりも遅く始められ侍て」としか記していない。

〔5〕「弁官補任」享徳二年左中弁広橋綱光の頃「三月廿五日転、同日藏人頭」。

〔6〕「師鄉記」享徳二年三月二十六日条。

〔7〕最短の第十二紙は後花園天皇の御製のみを記した箇所であり、紙背文書もないことから、或いは御製を尊ぶ意図によるのかも知れない。第十二紙を除く最短は一四・〇cm。

〔8〕「歴代残闕日記」（宮内庁書陵部蔵、二五九一—八二）。

〔9〕柳原紀光が書写したものは伝存していないようである。

〔10〕「綱光卿記」（勧修寺家文書「目録史料」二九九、仮番号五二二）。

〔11〕是澤恭三「柳原紀光の諸家記録探求に就て」（国史学）第五四号、昭和十七年）。

管見では、宝暦十二年一月、当時蔵人右少弁であった光房（明和四年（一七八）に紀光と改名）が、後七日御修法の奉行職事を勤める参考に広橋伊光（当時蔵人左少弁）本を借用して家来に書写させたのが、最も早い例である（宮内庁書陵部蔵「太元後七日両御修法

申沙汰記」、柳一一〇九）。

〔12〕勧修寺経逸は、柳原紀光など多方面から記録を借りて書写し、勧修寺家の蔵書を充実させた人物とされる（「中・近世公家文書の研究」、平成二年度科学的研究費補助金（一般研究B）研究成果報告書、平成六年）が、宮内庁書陵部蔵柳原家旧蔵本にも、柳原紀光と勧修寺経逸との間での両家記録の相互貸借関係を示す史料が存在する。

「後小松院御懺法講」（柳一一九二）は、奥書によれば経逸所有の書を紀光が書写したものである。「歴代女院号」（柳一一八六）は、原表紙に紀光の筆で「女院号経逸朝臣筆」と書かれ、奥書には勧修寺家が所持する甘露寺親長自筆の一巻を所望したところ経逸が書写して送ってきた旨の紀光の識語がある。「天皇御元服職掌錄」（柳一一〇一七）

は、経逸編集の史料を紀光等が書写したものである。また、「皇代略」（柳一五一）五冊のうち第五冊の奥書には、甘露寺親長の自筆本が当時経逸の手にあり、それを紀光が「親族之間密々被借与」と記されている。紀光の室は経逸の父勧修寺顯道の女であり、紀光と経逸は義兄弟の間柄となる。この間柄が史料の遺り取りを支えていたのである。

〔13〕宮内庁書陵部蔵、五六五一。

〔14〕「雲井能春 晴御鞠次第 持通公作進」（一巻。紙背文書あり。「大津平野神社所蔵難波家旧蔵蹴鞠書略分類目録」一七一一四、「蹴鞠技術変遷の研究」平成三年度科学研究費補助金研究成果報告書、平成四年所収）。および「難波家蹴鞠関係資料目録」二三二（文化庁文化財保護部美術工芸課、平成九年）。この一巻には書写者についての情報が残されていないが、筆跡からみて広橋綱光書写本の可能性がある。

宮内庁書陵部蔵「朝儀古次第」（谷森家旧蔵、三五一一三四）十冊のうち「古次第基任貫首」は、慶長十六年（一六二）に蔵人頭に補せられた園基任の「基任貫主拝賀次第」と「御鞠次第」が綴られたものだが（いずれも写本）、「御鞠次第」の奥書には、享徳二年三月二十八日に、二条持通作進の「禁裏御本」をもつて書写した旨が記されている。また、東山御文庫に万治三年（一六〇）二月十七日後西天皇の校合奥書を持つ「晴御鞠次第」（勅封一七八一三一一六）があるが、その本奥書には「享徳二年三月二十七日禁裏晴御鞠次第」を右衛門督山科顯言が「自右府作進之以御本」四月日に書写したとの記述があ

る。『禁裏晴蹴鞠記』によれば顯言は蹴鞠会に鞠足として参加し、蹴鞠会後の常御所での數十献の際には簞子に控えている。『於禁裏晴御鞠記』によれば、二条持通は次第を二本作成し、禁裏と武家に一本ずつ進上したが、その書写本が少なくとも三系統現存していることになる。これは当蹴鞠会の意義を物語るものであろう。

なお、参考資料の翻刻中、欠損により判読不可能な箇所は、上記二つの写本により校訂註にて字を補った。

(15) 勸修寺家文書（目録化史料）一二一六、仮番号A二一七一五二九。

(16) この室町殿御鞠に甘露寺親長は鞠足として参加しており、それに先だって飛鳥井家

より借用して書写したものであろう。

(17) 「禁裏晴蹴鞠記」・「於禁裏晴御鞠記」・「享徳二年晴之御鞠記」は、応永二年の例とともに、貞治二年（天正）五月十一日に禁裏議定所で行われた蹴鞠会について触れている。

『禁裏晴蹴鞠記』によればそれは「初度晴御鞠」であって、その主導的役割を果たしたのは二条持通・一条兼良の先祖である二条良基であった。兼良の『享徳二年晴之御鞠

記』は、貞治二年の蹴鞠会について良基が残した『貞治二年御鞠記』（一名「衣かつき」）と注記されており、同様に昭実から二条政嗣の自筆本を借用したのである。『於禁裏晴御鞠記』の奥書からも兼孝・昭実間の史料の貸借関係が窺われ、こうした遣り取りはよく行われていたと見られる。

〔付記〕 本稿は、学習院大学文学部史学科助教授家永達嗣氏を研究代表者とする学習院大学人文科学研究所共同研究プロジェクト「古代・中世公家史料の基礎的研究」（二〇〇三年～二〇〇五年度）の成果の一部である。

凡例

一、字体は、常用漢字とし、異体字・略字も原則として常用漢字に改めたが、原本のままでした箇所もある。変体仮名は通行の字体に改めた。

二、闕字は表さなかつた。

三、本文中に適宜読点および並列点を付した。

四、『禁裏晴蹴鞠記』では紙継目箇所に「」（数字は紙数を示す）を、「於禁裏晴御鞠記」では半丁毎に「」を付した。

五、校訂に関する註には「」を、人名等の説明註には「」を付した。

廣橋綱光『禁裏晴蹴鞠記』

〔外題、別筆〕
〔享德禁裏晴蹴鞠記引接院内府〕
〔企鵝選書〕
〔企鵝選書〕
〔企鵝選書〕

享德二年四月

廿七日、天晴、風和、今日於禁裏有晴御鞠、室町殿御參內也、奉行藏人左少弁經茂、兼日儀民部卿令伝奏云々、午下剋斗着束帶參内、拜賀後朝由也、已人々參集、頃之予・民部卿同道參室町殿、今日扈從予・教國朝臣・永繼朝臣等也、前駆二人相豐朝臣・賴弘騎馬、布衣侍一人同騎馬、未剋御出、予候御簾、於中門御乘車、如此間教國朝臣御沓役、永繼朝臣御劍役也、於四足外予以下乘車、予為第一間下簾、自武者少路至今出川一條、於釤抜内御下車、自唐門直渡御直廬長橋局、參会輩自殿上堂上、予着小板敷、公卿濟々有殿上、然教國朝臣等経予後往入、尤狼藉至也、左大弁宰相於年中行事辺被招子、々起座立寄處、貫首有小板敷雲客為其煩、中々便宜所可然歟云々、尤然、芳志至也、頃之室町殿御參常御所、有一獻、親王御方同御參、良久室町殿御退出、渡御直廬、予同參候、永繼朝臣為鞠足間、御劍子可存知故也、先之永繼朝臣持參御具足調御足、予持御劍祇候庭上、日野大納言・中納言・前藤宰相等祇候、鞠足公卿・殿上人王御方自北方御着座、次室町殿御着座、此間主上出御簾中云々、次賀茂党九人着円座、北上東面、次親王御方自北方御着座、西面、次前闕白・内大臣等入屏中門着座²給、南上西面、大納言殿御着座、東上南面、次帥大納言以下次第着座、東上南面、帥大納言次教國朝臣・永繼朝臣・雅康朝臣等着紫嘆、北上、鞠足以扇持左手重左足上、飛鳥井軒台、然間御樂、主上御琴、親王御方御琵琶歎、人々有召出、公私感悅有氣味、芳志所祝着也、中納言說也、大略同之、藏人橘以量進出、置鞠於懸中退、次有露払、賀茂党

八人立懸本、下襷上之、一人則立替、不經時剋止之帰着円座、橘以量如初進出撤鞠、付枝³、自元不⁴日野中納言・予等屏中門副祇候見物、武家輩於後方見物、次見証公卿閔白以下次第着座、東上、其儀、跪座前居廻、持榦⁵大略以扇直沓少々以手直沓、見苦、西園寺中納言⁶三条前内大臣次畳着座、不跪乍立脱沓着座、諸人微咲之、次藏人源政仲持御鞠⁷一付松枝、此内一煙革、一南砌⁸、東簣子壁下寄置之、閔白座⁹次出御、御服、見左、先閔白起座着沓參進給候御簾、其儀、妻戸前被切下被候、則出御、閔白下殿帰着座、次雅親卿參進跪御座砌、藏人左少弁經茂持參御具足¹⁰自屏中門參進、伝雅親卿、々々々調御足、畢柳筥返經茂共退、雅親卿帰着本座、經茂者出屏中門退、次雅¹¹、康朝臣參進解鞠置懸中、其儀、起座斜南取之、松枝有左方、跪巽松本解落煙鞠、左手持枝以右手解之、紙捻搜中歎不見、其体少¹²自以上負様也、乍跪松枝安置松木¹³一本立合¹⁴寄置也、次取煙鞠置懸中央、取革有上、跪松本取枝鞠置本所帰着座、次主上御扇¹⁵帖子¹⁶令立良木南給、次親王御方乾木東、次前闕白良木西、内大臣坤木東、室町殿巽木西、帥大納言乾木南、日野大納言巽木北、飛鳥井中納言主上御向詰也、次飛鳥井中納言¹⁷雅親上鞠、則日野大納言取鞠蹴之讓帥大納言、次第蹴之¹⁸、頃之主上令帰着御座給、次德大寺大納言以下立替蹴之、室町殿猶令立給、主上二度令立給、御鞠二度留¹⁹殿御扇於懸本御懷中、外皆以置座後、次入御、閔白如初候御簾給、先雅親卿如初參進撤御具足、藏人左少弁經茂如初同參進、持參御具足及數十獻、有樂、被出御製、木、藏人持棹落之、不過十四五足無程事畢、夕陽落西山、無聊無念候、室町殿御扇於懸本御懷中、外皆以置座後、次入御、閔白如初候御簾給、先雅親卿於直廬御休息、予同祇候、劍²⁰入夜又御參常御所及數十獻、有樂、被出御製、室町殿・飛鳥井中納言同被詠進之、懷紙也、伯三位²¹・右衛門督候簣子、軒台、然間御樂、主上御琴、親王御方御琵琶歎、人々有召出、公私感悅有氣味、芳志所祝着也、輩斗也、帥大納言・予早速奏慶之由申出、公私感悅有氣味、芳志所祝着也、

晚天時分御退出、於直廬有御湯漬以下、予以下扈從如初、則帰參内、無為珍重趣申入退出、

抑五位職事手長可存知六位藏人之由、頻奉行臨期申所存、六位輩又以近代儀不應所役、⁶一已時剋相移、執柄被仰云、出納等不祇候、只内々閑所御具足可持雜色男由被仰含問、屏中門辺經茂取御具足持參、希代為珍事、廻案、六位

當時五位職事不手長、不可說過分儀也、但臨期申所存条、奉行職事未続次第也、彼是脫成、不幾日暮、可惜之、將又御具足雜色男持事希代珍事也、何兼日無沙汰哉、先規非職四位五位持參歟、可勘見、貫首調御足例有之、⁷貞治然者六位藏人可隨所役歟、但貞治度依鞠足也、旁以今日儀未尽也、今度儀應給、⁸

今日人々裝束事

主上、御直衣、半色御指貫、糸綴文、無文煙革御鞞、有伏組、
貞常

式部卿親王、直衣、薄色指貫、島多須幾浮文、
有文紫革、縫物、

房嗣公前閔白、直衣、有文紫革、縫物、
教房公

一位大納言殿室町殿、有文紫革、縫物、菊折枝、有伏組、今度自禁裏被進之、
美雅卿

帥大納言、直衣、
資任卿

日野大納言、直衣、
公有卿

今野大納言、直衣、
今出川大納言、衣冠、
錦革、今度被聽之、

三条中納言、直衣、
親長卿

左大弁宰相、直衣、藍白地、
有文紫革、汗取帷、淺黃織物、
自室町殿被下之

基有卿園宰相、衣冠、藍白地、
頭言卿

右衛門督、衣冠、
公澄朝臣、衣冠、藍白地、

殿上人

公澄朝臣、衣冠、藍白地、

雅康朝臣、衣冠、
錦革、自室町殿被下之

賀茂党

永繼朝臣、衣冠、藍白地、
勝久県主、藍白地、

夏久県主、錦革、
秀久々々、錦革、

秀久々々、以下皆藍白地、以上
見証公卿

兼良公、平絹直衣・指貫、
関白

益久々々、衣冠、
右大臣、衣冠、

房平公、左大臣、直衣、
持通公

実量公、三条前内大臣、直衣、
右大臣、衣冠、

西園寺中納言、直衣、
左大臣、直衣、

左大臣、直衣、
武者少路前内大臣、平絹直衣、
益久々々、衣冠、

房平公、左大臣、直衣、
西園寺中納言、直衣、之、
益久々々、衣冠、

左大臣、直衣、
西園寺中納言、直衣、之、
益久々々、衣冠、

(○指図あり。末尾に載せる)

11

12

(81)

やを万色もかはらしいにしへをうつせるけふの庭の四もとは
いにしへもよもとの木々の春の花身にあまりぬるけふのめくみは

一、今日一献折以下事、一向禁裏御沙汰也、帥大納言・日野大納言・伯三位等折檻等進上、前藤宰相押物進上云々、伯卿ハ応永二年以例進上云々、件

度一向一獻申沙汰也、

13L

右草德二年四月禁裏晴御鞠引接院內府公綱光自記、今度加修覆、不可出閻

二条持通『於禁裏晴御鞠記』

於禁裏晴御鞠記 享德二十三廿七

享德二年三月廿七日，申天晴風靜，此日於禁裏初度晴御鞠也，為武家申御沙汰，例云々兼日鞠足。見証座御点書立之，自禁裏被進武家，武家御合点有之云々、奉行職事左少弁經茂奉仰催之，又當日御次第事以經茂可作進由被仰之，仍予作進之_{（二本書之、各居柳筥了、一本者進禁裏）}一本進武家、見兼日記，今日刻限可為未一点之由經茂以狀

新調未出來，仍如此。參內，殿上人木幅少將雅遠，不許番頭四人、白張布衣、八葉車牛飼二人，各直垂。諸大夫臨期不參，此外月輪新中納言、直垂、安達

東方教益社 菅中納言内々直衣文、此間民部卿親通來、御作進次第二対屋懸御簾、便宜女

「房為見物所由有之、而撤屋垣可懸廻無御簾」無之、如何之由申之、予云、御簾於懸廻ト云ハ屋垣ニハアラス母屋ニ可懸也、若無御簾者撤屋垣、只其ま、

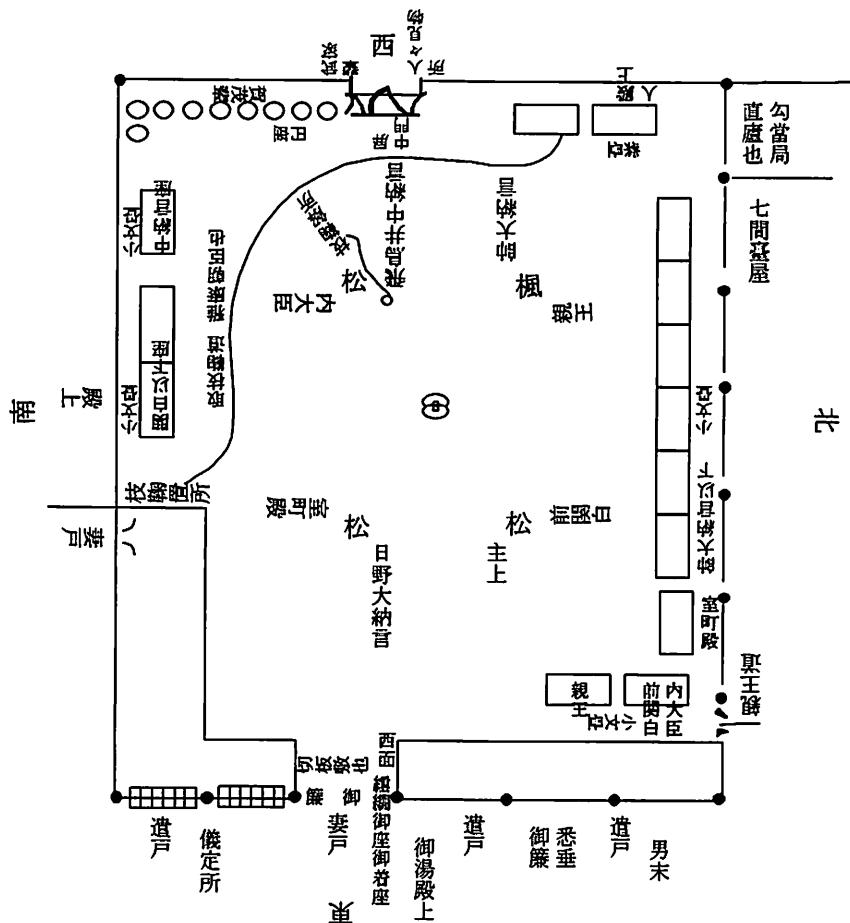
二子可被置由仰之、其後奉行左少弁經茂參申此子細、同返答了、次自高遣戶

〔文教〕堂上、御鞆場内々見之處、豈數様等聊相違事有之間、召經茂仰之、〔見指図〕此間闊白以下被參、平絹直衣、〔同指貲〕平紗、裏表共以白、今日始被、又云、〔近詔〕內府座前闊

白可為下由被申所存、凡打任者勿論之、而今度為叙慮室町殿（元爲公）一品事有御推任、此御意趣者室町殿於座上二可有着座叙慮也、仍予兼日内々談合雅親卿、室町

殿於座上ニテ、其次置間席テ敷座、内府ヨリ次第可着座之由仰之、仍内々伺
侍直歎、今日參内侍内々侍直之趣旨云、只内府ノ下タレキ由波仰云々、侍

宜之趣者尤珍重也、但彼者正二位、於官者無予儀、室町殿御事不」准他子細有之、旁以今度參內似無故矣、小時昔中納言問云、今日室町殿御直廬二長橋



被構間、自長橋スク御參御前可然歟之由申之、予云、尤可然、御直廬者為其事也、仍此子細伝奏方へ申遣了、御直廬^ニ長橋^ヲ被構候へハ、自長橋内々御參御前可然之由申之、使帰參申云、さ様候者すくに可有御參之由被仰、此分招旨中納言仰畢、則此分令用意、無幾程御參内、自唐門御參、八葉御車、番頭八人、牛飼^{アキヤマ}人、殿上人三人、後車、諸大夫二人騎馬、衣冠、布衣侍一
人騎馬、先於長橋局有内々一獻、七獻^{云々}、其後御參御前、又有一獻、五獻^{後花園}^{主上}^{内々}、親王^{アキヤマ}、室町殿御三人也、此間左少弁經茂奉行職^{事也}、尋閔白雲、御沓取次經茂可慇仕、仍誰人可持哉、可為六位藏人歟之由尋申候、閔白然之由被答歟、仍下知六位藏答云、内豎出納之間可取次之云々、内豎出納之間一人不召儲條職事未練也、当座違乱太以不可然、又此子細伝奏内々尋予、予云、且永享九年行幸御鞠之時、五位職事任卿^{于時}資^{ムハシ}懃之、可被任件例哉、又六位申所有有其謂歟、於貫首無子細由内々仰之、予案之、節会・御方違行幸等時、御草鞋・御靴以同事也、内豎等尤可召儲者也、依此儀已後鞠足達庭上移刻条太不可然、遂^ニ六位所有之融達了歟、自御前申出分にて經茂持參之歟、其間事慥不見及、次先賀茂輩九人參進、皆四品者也、次第入中門着円座、北上東面、中門^南次式部卿親王儀間、先藏人取露払鞠置之、不付^枝次有露払事、賀茂輩八人立之、不經刻^ノ則位藏人——持參露払鞠退下、次閔白參進着見証座、東面^北予作進次第^ニ見証着座後、可取露払鞠由載之處、如此進退如何、次左府^{舊官}、次予、次公保公^{三本西}、府内前^{二本}前内府實量公、次実遠卿着之、前納言者有間席云々、次六位藏人持參枝鞠、見証座上縁

ノスミに寄立、付松枝、上白鞠、次主上出御切板敷御座、関白参進簾御簾、於切板敷前脱脅、主上出御、御直衣御衣於重、紫御指貫、文策絞、此間諸卿動座、昇陞上簾之、下煙皮鞠也。降座前、次譜代人飛鳥井中納言雅親卿参進、左少弁経茂持御具足相從居柳調、解之置懸中、其作法神妙々々、今一付枝鞠如本置之退下、次上八人令立給、」御足退下、経茂持柳管退出、次譜代殿上人雅康朝臣参進、取枝鞠跪懸本置之、先主上御立木下、寅、此間諸卿動座如先、次親王、亥、次前関白、丑、次内府、未、次權大納言殿、巳、持御扇進懸本跪、先御扇於懷中之後、木下二進跪給、是、一說也、次帥大納言、戌、次日野大納言、辰、次飛鳥井中納言、申、次雅親卿立替如例、其立様見指図、主上兩度御立、次事畢本役人参進、取御具足退下、次関白参進候御簾如先、入御之後先賀茂輩退出、次鞠足自下襠退出、次見証座退出、先関白被起座、自下襠可退出歟、如何々々、自高遣戸堂上、此間伝奏申閔白云、一献有之、御座敷せハキ間不被申、可得其意由被仰云々、仍

(○指図あり。末尾に載せる)』

〔此鞠記享德二年三月廿七日之晴之御鞠之趣被記之者、此正本者爰是
〔九条付想〕
大染金剛院前博陸殿下之御記、則御真跡也、今度前閔白藤原昭実公被見
〔二卷〕
之間、披見之次予兼孝、為後學書寫之畢、
于時文祿第二年五月下旬准三宮〔花押〕
〔九条簽考〕

九人參進、皆四品者也、次第入中門着円座、北上東面、中門南自傍出給着座、南上西面、次前閔白以下入中門着之、自座前着之至殿上人、其儀、見指儀間、先藏人取露払鞠退下、次閔白參進着見証座、東上予作進次第二見証着座後、可取露払鞠由載之処、如此進退如何、次左府、爲左房主次予、次公保公、三子西前內次前内府實量公、次西園寺実遠卿着之、前納言者有間席云々次六位藏人持參枝鞠、見証座上縁

[参考] 『雲井能春 晴御鞠次第 持通公作進』

(外題、別筆)

「雲井の春」
晴御鞠次第 持通公作進

此次第右府二条殿 御作進、後花園 定利義 禁裏并室町殿被進之次第清書請留書之、

晴御鞠次第

早旦供御装束、

其儀、御殿西面六ヶ間垂御簾、妻戸間簾子一間切下之敷縹緋端疊一帖為
御座、西面、北砌南北行數小文疊為鞠足公卿座、南上
同公卿座、東上、北□末敷紫端疊為殿上人座、北□上西面、其末東西行數同疊為
鞆座、北上、南砌敷小文疊為見証公卿座、北上
對屋垂御簾為便宜女房見物所、

剋限人々參集、

次出御簾中、

次賀茂鞆着座、

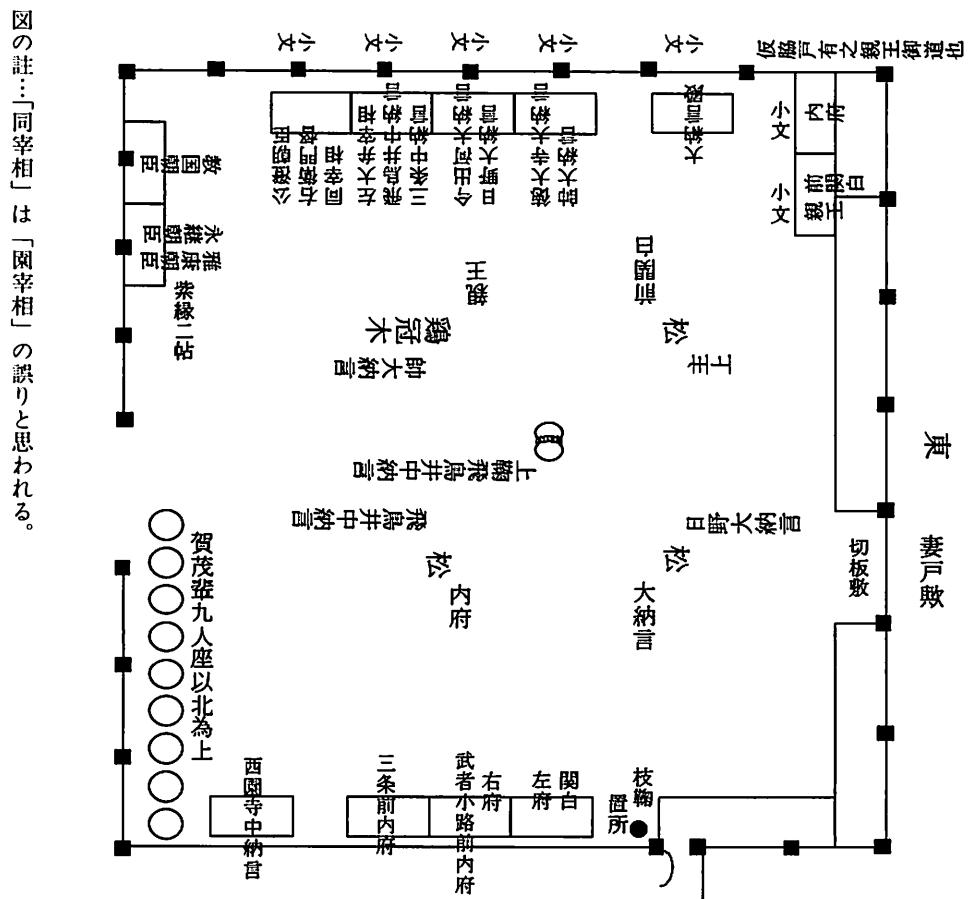
次鞠足公卿着座、

次殿上人着座、

次有露払、賀茂
先是六位藏人置鞠、枝、不付

次露払人立懸本、

不經時剋止之、



図の註：「同宰相」は「園宰相」の誤りと思われる。

次見証公卿着座、

次六位藏人取露払鞠退下、

此間藏人持枝鞠寄立便宜所、

次出御、

關白參進候御簾、

次着御切板敷御座、

〔飛鳥中納言雅親卿〕

次譜代人持參御具足調御足退下、

〔五位職事從之、左少弁經茂也。〕

先六位藏人持參御具足置所役人前、

〔雅康〕

次譜代殿上人解鞠置懸中、

次上八人立懸本、

先主上御立、隨召次第進立、

〔雅親卿〕

次可然公卿上鞠、次第蹴之、上八人復座、又立替如例、

次賀茂輩依召少々參進、

次事畢、

先所役人參進取御具足退下、

次入御、

御簾役如先、

次公卿以下退下、

〔奥題禁中晴御鞠次第草德二年三月廿七日〕